**並木七丁目自主防災組織規約**

**（名称）**

1. この組織は、並木七丁目自主防災組織（以下「本組織」という。）と称する。

**（活動拠点の所在地）**

1. 本組織の活動拠点は、並木七丁目自治会集会所とする。

**（目的）**

1. 本組織は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

**（事業）**

1. 本組織は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（１）防災に関する知識の普及・啓発に関すること。

（２）地震等に関する災害予防に関すること。

（３）防災訓練の実施に関すること。

（４）地震等の災害発生時における「情報の収集・伝達」、「出火防止及び初期消火」、「救出・救護」、「避難誘導」、「給食・給水」等応急対策に関すること。

（５）防災資機材等の備蓄に関すること。

（６）他組織との連携に関すること。

（７）その他本組織の目的を達成するために必要な事項

**（組織員）**

1. 本組織は、並木七丁目自治会内にある世帯をもって構成する。

**（組織の位置付け）**

**第6条**本組織は、並木七丁目自治会内の組織とする。

**（班の設置）**

**第7条　１.**　本組織は、第4条の事項を遂行するために班を置く。

（１）情報班（災害情報の収集・伝達等）

（２）消火班（出火防止及び初期消火活動等）

（３）救出・救護班（負傷者の救出、応急手当等）

（４）避難・誘導班（住民の避難誘導、避難行動要支援者対応等）

（５）給食・給水班（物資の調達、炊き出し等）

**（役員）**

**第８条　１.**　本組織は、自治会役員と防災専任自治会員から成り、次の役員で構成される。

（１）本部長　　　１名（自治会会長）

（２）副本部長　　２名（自治会副会長1名、防災専任自治会員1名）

（３）相談役　　　若干名（民生委員及び防災専任自治会員）

（４）班長　　　　５名（防災専任自治会員）

（５）副班長　　　若干名（自治会役員及び防災専任自治会員）

**２.**　役員は、組織員の互選による。ただし、本部長は自治会会長が兼任する。

**３.**役員の任期は、自治会役員は自治会規約に準じるものとし、防災専任自治会員は２年とする。但し、防災専任自治会員は再任することができる。

**(役員の任務)**

**第９条 1．**本部長は、本組織を代表し、組織の任務を統括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

**２.**　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のあるときはその職務を行う。

**３．** 相談役は、組織活動に対し助言を行う他、本部構成員となり、本部の運営に当たる。

**４.**　班長は、班活動の指揮を行う他、本部構成員となり、本部の運営に当たる。

**５.**　副班長は、班活動を実行すると共に班長を補佐し、班長に事故のある時はその職務を行う。

**（会議）**

**第１０条**　会議は、総会・役員会及び本部会とし、本部長が招集する。

**（総会）**

**第１１条** **1.** 本組織の総会は、自治会の総会をもってこれにあてる。

**２.**　総会は、次の事項を審議する。

（１）規約の改正に関すること。

（２）役員の改選に関すること。

（３）防災計画の作成及び改正に関すること。

（４）事業計画に関すること。

（５）予算及び決算に関すること。

（６）その他、総会が特に必要と認めたこと。

**３.**総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

**（役員会）**

**第１２条** **1.** 役員会は、本部長、副本部長、班長及び副班長によって構成する。

**２.**役員会は、次の事項を審議し、実施する。

1. 総会に提出すべきこと。
2. 総会により委任されたこと。
3. その他、役員会が特に必要と認めたこと。

**（本部会）**

**第１３条** **1.**  本部会は、本部長、副本部長、班長によって構成する。

**２.**本部会は、次の事項を審議し、実施する。

1. 役員会に提出すべきこと。
2. 役員会により委任されたこと。

（３）その他、本部会が特に必要と認めたこと。

**（防災計画）**

**第１４条** **1.**  本組織は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

**２.**防災計画は、次の事項について定める。

1. 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
2. 防災知識の普及に関すること。
3. 防災訓練の実施に関すること。
4. 地震等の発生時における「情報の収集・伝達」、「出火防止・初期消火」、「救出・救護」、「避難・誘導」「給食・給水」、に関すること。
5. 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。
6. その他必要な事項

**（経費）**

**第１５条**本組織の運営に要する経費は、自治会の経費をもってこれにあてる。

**（委任）**

**第１６条**この規約に定めるもののほか必要な事項は、役員会が定める。

**付　則**

この規約は、平成３０年４月１日から施行する。

**【改定履歴】**

2019年3月24日

第8条1項に組織構成員として相談役を追加

第9条に相談役の任務を追加